

評議員資格に関する申し合わせ

平成17年5月27日 施行  
 平成24年5月26日 改定  
 令和3年6月29日 改定

細則1:評議員の選任および退任  
 第1条:評議員候補者

(申し合わせ事項)

「1. 輸血学・細胞治療学に関して功績のあった者」について

下記(1)及び(2)の条件をともに満たすこと。

- (1) 会員歴満5年以上の者で下記表★の1または2のいずれかにより 50 単位以上の実績がある者。または日本輸血・細胞治療学会認定医、認定輸血検査技師制度の認定輸血検査技師の資格を有する者。または、学会認定・自己血輸血看護師制度の自己血輸血看護師、学会認定・臨床輸血看護師制度の臨床輸血看護師、学会認定・アフエレーシスナース制度のアフエレーシスナースのいずれかの資格を有する者。
- (2) 筆頭者としての輸血学・細胞治療学に関する論文★★が1篇以上あり、且つ、筆頭または共著者としての論文が1篇以上日本輸血細胞治療学会誌に、掲載されている者。

★★論文とは、日本輸血細胞治療学会誌など査読によって論文の採否を決めている学会誌が原著論文・症例報告・総説・その他の論文として掲載したものとする。

★					
1	認定資格をもたない医師 50点以上	原著論文 その他の論文 学会発表等	筆頭 20 10 10	共同 5 3 2	備考 (共著) 輸血学・細胞治療学関連のものに限る 同上 同上 (抄録記録のあるもの)
2	認定資格をもたないメディカルスタッフ (臨床検査技師、看護師、薬剤師、臨床工学技士など) 50点以上	原著論文 その他の論文 学会発表等 学会、講演会、研修会等参加 学会主催の教育活動等 大学・学校での教育活動	筆頭 20 10 10 全国 7 7 5	共同 8 5 5 地方 5 5	備考 輸血学・細胞治療学関連に限る 同上 同上 (抄録記録のあるもの) 輸血学・細胞治療学関連に限る 輸血学・細胞治療学関連の委員